

Actus Newsletter

国外転出時課税制度



■ 国外転出時課税制度の概要

租税条約上、株式等のキャピタルゲインはその株式等を譲渡した人が居住している国に課税権があります。そのため、含み益のある株式等を保有したまま、譲渡益が非課税の国(シンガポール等)に移住し、その移住先でこれを譲渡することにより課税を回避する行為がしばしば生じておりました。

この課税回避に対応するため平成 27 年度税制改正で「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(国外転出時課税制度)」が創設されました。

この制度は、次の要件のいずれも満たす高額資産家である対象者が①日本を出国する時、②国外に居住する親族など(非居住者)へ対象資産の一部又は全部を贈与する時、③対象者が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人などが対象資産の一部又は全部を取得する時に株式等の資産を譲渡したものとみなして、未実現の売却益相当額に対して所得税課税が行われる制度です。

■ 適用要件の解説

【要件①】「有価証券等の価額」の合計額が1億円以上である者

有価証券等とは、国内株式だけではなく、外国株式、国債、社債、匿名組合の出資持分、未決済デリバティブ等の金融商品が含まれます。これらの評価額の合計額が1億円以上の場合に対象となります。

【要件②】 国外転出の日前 10 年以内に 5 年超居住者である者

継続的に居住していることは要件とされていません。そのため、国外転出前 10 年以内に断続的に合計 5 年超居住していた場合でも対象となります。

対象となる場合



■ 国外転出時課税制度の納税猶予

この制度の特徴として実現していない含み益に課税が行なわれることとなるため、通常の売却等と異なり得た資金を元手に納税することができません。これを考慮し、納税猶予制度が設けられています。

納税猶予の申請をすることにより国外転出の日から 5 年(申請により 10 年に延長可能)を経過する日まで納税が猶予されます。納税猶予は、確定申告書の提出期限までに、以下の要件を満たしたうえで確定申告書にその旨を記載することで適用を受けることができます。

要件	①納税猶予分の所得税額に相当する担保を提供すること ②納税管理人の届出をすること
留意点	納税猶予期間中、各年末におけるその「有価証券等の所有に関する届出書」を翌年3月15日までに税務署長に提出する必要があります。 ※提出がなかった場合、提出期限翌日から4月を経過する日が納税猶予の期限となります。

Q1. この制度の適用開始時期はいつからでしょうか。

A 平成 27 年 7 月 1 日以後に出国した場合から適用されます。

Q2. 対象資産に含み益だけでなく、含み損があった場合は控除されるのでしょうか。

A 出国時に保有資産に含み益があった場合、含み損を控除した金額で1億円判定と課税が行われます。

Q3. 申告はどのタイミングで行えば良いのでしょうか。

A 納税管理人の届出を行うか否かに応じて以下の通りとなります。

- ① 国外転出日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合
国外転出の日の属する時の翌年 3 月 15 日までに
- ② ①以外の場合
国外転出の日までに

Q4. 課税回避の意図や国外居住期間中に対象資産を譲渡する予定が無くても該当するのでしょうか。

A 該当します。

1 億円以上の対象資産を持っている人であれば、国外で譲渡する予定がなくても課税対象となります。そのため、長期海外出張などで非居住者となる場合も該当してしまうので注意が必要です。

Q5. 納税猶予期間中に国外転出先の国で対象資産を譲渡した場合、二重に課税されるのでしょうか。

A 二重課税は回避することができます。

具体的には出国先の譲渡所得の計算上、取得価額とすべき金額を出国時の時価とする方法、もしくは外国税額控除の方法により二重課税の調整を行います。

Q6. この制度の適用を受けた後に対象資産を譲渡せずに日本に帰国した場合はどうなるのでしょうか。

A 更正の請求をすることにより課税の取消しをすることができます。

出国時から5年以内に帰国をした場合で、出国時課税制度の適用を受けた資産を引続き保有していたときは、この制度の課税を取り消すことができます。この場合、帰国日から4月を経過するまでに更正の請求をする必要があります。

Q7. 納税猶予期間中に対象資産の一部を譲渡しましたが、転出時よりも価額が下落していました。

この場合、国外転出時に課税された所得税は減額できますか。

A その譲渡の日から4か月以内に更正の請求をすることで所得税を減額することができます。

納税猶予期間中に国外転出時よりも価額が下落している対象資産を譲渡したときは、その下落した価額で国外転出時に譲渡したものとみなして国外転出時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができます。



アクタス 税 理 士 法 人
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp> 【 MAIL 】 info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F
TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331 TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070 TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683